

子育て医師等復帰支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）に規定するもののほか、予算の範囲内において、子育て医師等復帰支援事業補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 この補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、三重県内の医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院とする。

(交付対象となる事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる就労環境改善支援に係る事業とする。

(1) 短時間正規雇用の導入に係る事業

子育て中等の医師に対して、短時間正規雇用の導入を実施する事業（初めて制度が適用された者に限る）。

(2) 宿日直の免除等に係る代替職員対応に係る事業

子育て中等の医師に対して、宿日直の免除等に係る代替職員対応を実施する事業。

(3) ベビーシッター雇上等の育児支援に係る事業

ベビーシッター雇上等の育児支援を実施する事業。

(補助事業の基準)

第4条 この補助事業は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(1) 子育て中等の医師の定着または増加が見込め、勤務医全体の負担軽減につながる事業であること。

(2) 補助事業の内容及び補助事業の結果生じる成果について、公開することを前提としたものであること。

(3) 他の補助金や診療報酬の対象となっている事業でないこと。

(補助事業の対象期間)

第4条の2 補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の各号に定めるところにより算出された額とする。

(1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費（知事が認めるものに限る）の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(3) (2)により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(申請及び実績報告等)

第 6 条 補助金の交付の申請及び事業実績報告の様式並びに提出期限等は、規則第 3 条及び第 1 2 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

事業区分	提出書類 様式		提出期限		提出部数
	交付申請書	実績報告書	交付申請書	実績報告書	
1 短時間正規雇用の導入に係る事業	第 1 号	第 2 号	毎年度別に 知事が指定 する日	事業完了後 1 か月又は 翌年度 4 月 7 日のいづ れか早い日	1 部
2 宿日直の免除等に係る代替職員対応に係る事業					
3 ベビーシッター雇上等の育児支援に係る事業					

(補助事業の選考等)

第 7 条 知事は、補助金の交付の対象となる事業の選考及び第 5 条による補助金の額の決定を次条に示した選考基準により行うものとし、補助金交付等に係る選考を終えたときは、速やかにその結果を申請者に文書で通知するものとする。

(選考基準)

第 8 条 前条の選考は、次の基準を基に行うものとする。

- (1) 子育て支援等の仕組みづくりにより、子育て中等の医師の定着または増加が見込め、勤務医全体の負担軽減につながる事業であること
- (2) 費用に応じた効果が期待できること
- (3) 事業計画及び予算に合理性があること
- (4) 三重県が補助する事業として適正であること

(状況報告)

第 9 条 規則第 1 0 条の規定に基づく報告は、第 3 号様式によるものとする。

(概算払)

第 1 0 条 知事は、必要と認めるときは補助金の概算払をすることができる。

(交付の条件)

第 1 1 条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（ただし軽微な変更を除く。）

をする場合においては、知事の承認を受けること。

なお、軽微な変更とは、交付額に変更が生じないもの及び交付額の20パーセント未満の減額とする。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に提供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第4号様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があつた場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (9) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
- (10) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

（交付決定の取消し等）

第12条 知事は、第11条（2）の補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要領又は法令若しくは本要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなく

なった場合。

2 知事は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(申請の取下げ)

第13条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、その交付決定の通知を受領した日から7日以内に第6号様式による交付申請取下届出書1部を提出することにより、申請の取り下げをすることができる。

附 則

この要領は、平成24年5月21日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月25日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成26年12月26日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月19日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年12月15日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

別表

事業区分	1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 短時間正規雇用の導入	一医療機関あたり 250 千円/月	当該医療機関において、短時間正規雇用制度を適用し勤務することとなる最初の女性医師等の人件費（給料、職員手当、共済費）	2分の1
2 宿日直の免除等に係る代替職員対応	一医療機関あたり 375 千円/月	宿日直免除や短時間正規雇用の実施に係り代替して勤務する医師の人件費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金）、旅費	2分の1
3 ベビーシッター雇上等の育児支援	一医療機関あたり 10,000 千円	ベビーシッターの雇上等の育児支援に係る人件費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1